

【紹介料の返戻金制度について】

紹介した人財が自己都合により退職した場合、紹介料を返戻する制度があります。
尚、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

返戻条件等は以下の通りです。

- 1 か月以内に退職の場合 紹介料の 70%
- 2 か月以内に退職の場合 紹介料の 50%
- 3 か月以内に退職の場合 紹介料の 20%

※求人者都合による退職は対象外となりますので、ご注意ください。

新東総業株式会社